

カード認証による諸届受付等に関する窓口取引規定

個人のお客さまについては、各預金規定等にかかわらず、次の規定を適用させていただきます。

1. (適用範囲)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行したキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有する個人のお客さま（ただし、任意団体、非居住者、個人事業主および当行が別途定めた方を除きます。以下「利用者」といいます。）は、当行の窓口を設置したタブレット等、当行所定の機器（以下「タブレット等」といいます。）において、カード暗証番号等での認証を第4条に定める取引に利用することができます。

2. (カード認証)

カード認証とは、タブレット等における銀行取引について、本人であることの確認手段として、カード発行口座に登録された暗証番号等を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。

3. (本人確認等)

カード認証による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当行が定める方法により行うこととします。

- (1) タブレット等の装置により入力された暗証番号とカード発行口座に登録の暗証番号との一致を確認します。
- (2) 諸届受付等に当たっては、当該諸届を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは諸届等を受付しません。
- (3) 第1項、第2項により一致を確認のうえ取扱いましたうは、来店者を預金者本人とし、その取扱いにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 第1項、第2項の取扱いにおいて当行所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、タブレット等によるお取引はできません。

4. (取引の種類)

カード認証は同一名義口座における住所変更・氏名変更等の取引に利用することができます。

5. (利用方法等)

次によるほか、当行が定める方法により行うものとします。

- (1) カード認証の対象取引は、カードを提示のうえ、取引の依頼を行ってください。
- (2) タブレット等に表示される取引内容を確認いただき承諾（申込）する場合は、タブレット等の装置から暗証番号を入力してください。
- (3) カード認証の対象取引は、当行が第3条の方法により本人であることを確認した時点で取引が成立するものとします。取引成立後の変更・取消はできません。

6. (カード認証取引の停止)

当行において利用が不適切と認められた場合には、利用者に通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

7. (障害時等の取扱い)

- (1) カードの損傷等により、当行が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証の取扱いをご利用いただけません。
- (2) 停電・故障等によりタブレット等による取扱いができない場合には、お取扱いできません。

8. (偽造カード等による取引等)

偽造または変造・盗難カードによる取引等については、本人の故意による場合または当該取引等について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

9. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

10. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、各定期預金規定、キャッシュカード規定、ICキャッシュカード特約、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む）が適用されるものとします。

以 上

（2020年6月1日現在）